

平成27年9月18日

平成27年
第3回野洲市議会定例会
発議書

野洲市議会

発議第3号

野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年9月18日

提出者 野洲市議会議員 立入三千男

賛成者 野洲市議会議員 丸山 敬二

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 矢野 隆行

野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例

野洲市議会委員会条例（平成16年野洲市条例第185号）の一部を次のように改正する。

目次中「会議」を「招集、審査等」に改める。

第8条第4項中「（常任委員会の委員の任期）」を削る。

第2章の章名中「会議」を「招集、審査等」に改める。

第15条中「委員会は」を「委員長は」に、「会議」を「委員会」に改め、同条ただし書中「（委員長及び委員の除斥）」を削る。

第17条ただし書中「会議」を「委員会」に改める。

第18条第2項を次のように改める。

2 委員会の傍聴に関し必要な事項は、野洲市議会規則で定める。

第21条第1項中「野洲市議会会議規則（平成16年野洲市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）又はこの条例」を「この条例又は同条例に基づく野洲市議会規則」に改める。

第28条第3項中「（公述人の発言）」、「（委員と公述人の質疑）」及び「（代理人又は文書による意見の陳述）」を削る。

第29条第1項中「をして会議」を「に委員会の議事」に改める。

第30条中「委員会」の次に「の運営」を加え、「会議規則」を「野洲市議会規則」に改める。

付則第2項中「同条第1号中「8人」とあるのは「12人」と、同条第2号中「8人」とあるのは「11人」と、同条第3号中「8人」とあるのは「11人」」を「同条第2項第1号に規定する委員会にあっては12人と、同項第2号及び第3号に規定する委員会にあっては11人」に改める。

付 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

発議第4号

野洲市議会委員会規則

上記の議案を提出する。

平成27年9月18日

提出者 野洲市議会議員 立入三千男

賛成者 野洲市議会議員 丸山 敬二

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 矢野 隆行

野洲市議会委員会規則

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 審査(第7条—第24条)
- 第3章 秘密会(第25条・第26条)
- 第4章 発言(第27条—第37条)
- 第5章 委員長及び副委員長の互選(第38条)
- 第6章 表決(第39条—第45条)
- 第7章 請願の処理(第46条・第47条)
- 第8章 規律(第48条)
- 第9章 会議の記録(第49条—第51条)
- 第10章 補則(第52条)

付則

第1節 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、野洲市議会委員会条例(平成16年野洲市条例第185号。以下「条例」という。)第30条の規定に基づき、同条例に規定する野洲市議会の委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議長への通知)

第2条 委員長は、条例第14条第1項の規定により、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ議長に開会の日時、場所、付議事件等を通知しなければならない。ただし、議会の会期中に委員会を招集する場合で、議会運営委員会(条例第5条に規定する議会運営委員会をいう。以下同じ。)において開催日時等が決定されている場合は、この限りでない。

(会議の欠席)

第3条 委員は、次に掲げる場合は、委員会の会議(以下「会議」という。)を欠席することができる。

- (1) 委員が、負傷又は疾病のため療養する必要がある場合
- (2) 委員又は委員の配偶者が、出産する場合
- (3) 委員の配偶者、父母、子、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又は配偶者の父母が、死亡した場合
- (4) 委員の配偶者、父母、子若しくは配偶者の父母の負傷又は疾病により、その者を看護する必要がある場合
- (5) その他会議を欠席する相当の理由があると認められる場合

2 前項の規定により会議を欠席することができる期間は、議長が別に定める。

3 第1項の規定により会議を欠席しようとする委員は、その理由を付して、当日の会議の開会時刻までに委員長に欠席届(様式第1号)を提出しなければならない。ただし、特にやむを得ない理由により開会時刻までに提出できなかった場合には、その理由を付して事後において欠席届を提出することができる。

(委員会の開会の禁止)

第4条 委員会は、議会の会議中は、これを開くことができない。

(委員会の開閉)

第5条 委員会の開会、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

2 委員長が、委員会の開会を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第6条 委員長は、会議の開会時刻後相当の時間を経ても、なお出席している委員の数が定足数に達しないときは、委員会の散会を宣告することができる。

2 委員長は、会議中に定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員の退席を制止し、又は委員会室の外にいる委員に出席を求めることができる。

3 委員長は、会議中に定足数を欠くに至ったときは、休憩又は散会を宣告する。

第2章 審査

(議題の宣告)

第7条 委員長は、会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣告する。

(一括議題)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて、会議に諮って一括議題の可否を決定する。

(審査の順序)

第9条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うことを例とする。

(委員間の討議)

第10条 委員長は、討論に代えて、野洲市議会基本条例(平成22年野洲市条例第31号)第13条の規定に基づく委員間の討議を行うことができる。

(先決動議の表決順序)

第11条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決定する。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて、会議に諮って表決の順序を決定する。

(動議の撤回)

第12条 動議の提出者は、会議の議題となった当該動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。

(資料の要求)

第13条 委員会が、関係機関に対し、審査又は調査のために資料又は記録の提出を求めようとするときは、会議に諮ってこれを決定する。

(委員の議案の修正)

第14条 委員は、修正案を発議しようとするときは、あらかじめ委員長にその案を提出しなければならない。

(分科会)

第15条 委員会は、審査又は調査のために必要があると認めるときは、議決により委員会に分科会を設けることができる。

(連合審査会)

第16条 委員会は、審査又は調査のために必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(証人の出頭又は記録の提出の要求)

第17条 委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条の規定による調査を委任された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長にその旨を申し出なければならない。

(所管事務の調査)

第18条 常任委員会(条例第2条第2項各号に規定する常任委員会をいう。)は、その所管に属する事務について調査をしようとするときは、その事項、目的、方法、期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が、地方自治法第109条第3項に規定する調査をしようとする

きは、前項の規定を準用する。

(委員の派遣)

第 19 条 委員会は、審査又は調査のために委員を派遣しようとするときは、あらかじめ日時、場所、目的、経費等を記載した委員派遣承認要求書(様式第 2 号)を議長に提出し、その承認を得なければならない。

(議事の継続)

第 20 条 会議の中止又は休憩のために事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(少数意見の留保)

第 21 条 委員会において少数で廃棄された意見であつて、他に出席委員 1 人以上の賛成があるものは、委員は、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した委員が、その意見を議会に報告しようとするときは、第 23 条に規定する委員会報告書が提出されるまでに、委員長を経て少数意見報告書(様式第 3 号)を議長に提出しなければならない。

(議決事件の字句、数字等の整理)

第 22 条 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

(委員会報告書)

第 23 条 委員会は、事件の審査又は調査が終わつたときは、委員長から議長に報告書を提出しなければならない。

(閉会中の継続審査)

第 24 条 委員会は、議会の閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付して、委員長から議長にその旨を申し出なければならない。

第 3 章 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第 25 条 委員長は、条例第 19 条の規定により秘密会を開くときは、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を委員会室の外へ退去させなければならない。

(秘密会の記録)

第 26 条 秘密会の議事の記録は、これを公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性が継続する限り、他に漏らしてはならない。

第 4 章 発言

(発言の許可)

第 27 条 委員は、委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員の発言)

第 28 条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を定めたときは、この限りでない。

(委員外議員の発言)

第 29 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があつたときは、議決によりその許否を決定する。

(委員長の発言)

第 30 条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着いて発言し、発言が終わつた後は、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

2 前項の場合において、委員長の職務は、副委員長が代行する。

(発言内容の制限)

第31条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、当該発言者に対し指導することができる。

3 委員長は、前項の規定による指導に従わない発言者に対し、当該発言を禁止することができる。

(発言時間の制限)

第32条 委員長は、必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて、会議に諮って発言時間の制限について決定する。

(議事進行に関する発言)

第33条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言が、前項の規定に反すると認めるときは、委員長は、直ちに当該発言を制止しなければならない。

(発言の継続)

第34条 委員の発言が、会議の中止又は休憩のために中断された場合は、更にその議事を始めたときは、当該委員は、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第35条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いなくて会議に諮ってその終結を決定する。

(表決時の発言制限)

第36条 委員は、表決の宣告後は、発言を求めることができない。ただし、表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第37条 発言した委員は、会議中に限り、委員会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。この場合において、発言の訂正は、発言中の字句に限るものとし、発言の趣旨を変更するものであってはならない。

第5章 委員長及び副委員長の互選

(正副委員長の互選の方法)

第38条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

4 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選について、指名推選の方法を用いることができる。

5 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

第6章 表決

(表決議題等の宣告)

第 39 条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する議題等を宣告しなければならない。

(不在委員)

第 40 条 表決を採る宣告の際、委員会室にいない委員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第 41 条 表決には、条件を付けることができない。

(表決の方法)

第 42 条 委員長は、表決を採ろうとするときは、議題等を可とする委員を挙手させ、挙手の委員の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、前項の規定による表決の方法に代えて、起立又は記名若しくは無記名の投票による表決の方法によることができる。

(表決の訂正)

第 43 条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第 44 条 委員長は、議題等について異議の有無を会議に諮ることができる。この場合において、委員長は、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告しなければならない。

2 委員長は、前項の宣告に対して出席委員から異議があるときは、挙手、起立又は投票の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第 45 条 同一の議題について、委員から複数の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を定める。

2 前項の表決の順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採るものとし、修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて、会議に諮って表決の順序を決定する。

第 7 章 請願の処理

(請願の審査報告)

第 46 条 委員会は、請願に係る審査の結果を次の区分により、議長に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係する執行機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を審査結果に付記しなければならない。

(紹介議員及び請願者の委員会出席)

第 47 条 委員会は、請願の審査のために必要があると認めるときは、会議において紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。

3 議会運営委員会は、請願者から申出があったときは、その者に対し、請願の趣旨の説明又は意見の陳述の機会を与えるものとする。

第 8 章 規律

(議事の妨害)

第 48 条 委員会室に入る者は、携帯品により会議を妨げ、又は会議中に不必要な発言をし、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

第 9 章 会議の記録

(会議の記録の記載事項)

第 49 条 委員長は、職員に次の事項を記載した会議の記録を作成させ、記名し、及び押印しなければならない。

- (1) 開会及び散会の年月日並びに時刻
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 説明のために出席した者の職及び氏名
- (4) 会議に付した事件
- (5) 議事の経過
- (6) その他委員長が必要と認める事項

(会議の記録の公開)

第 50 条 会議の記録は、一般に公開する。

(会議の記録の保存年限)

第 51 条 会議の記録の保存年限は、永年とする。

第 10 章 補則

(その他)

第 52 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

年 月 日

委員会委員長 様

委員会

委員

印

欠 席 届

下記の会議には、次の理由により出席できないので届けます。

記

- 1 会議の期日
- 2 会議の名称
- 3 理由

様式第 2 号 (第 19 条関係)

年 月 日

野洲市議会議長 様

委員会

委員長

印

委員派遣承認要求書

本委員会は、下記により委員を派遣することに決定したので、承認されるよう野洲市議会委員会規則第 19 条の規定により要求します。

記

- 1 派遣日
- 2 場所
- 3 目的
- 4 派遣委員名
- 5 経費

様式第 3 号（第 21 条関係）

年 月 日

野洲市議会議長 様

委員会

委員

⑩

少数意見報告書

年 月 日開催の 委員会において留保した少数意見を、野洲市議会委員会規則第 21 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事件名
- 2 意見の要旨

発議第5号

野洲市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成27年9月18日

提出者 野洲市議会議員 立入三千男

賛成者 野洲市議会議員 丸山 敬二

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 矢野 隆行

野洲市議会会議規則の一部を改正する規則

野洲市議会会議規則（平成16年野洲市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 委員会（第65条—第77条）」を「第7章 削除」に、「第101条」を「第101条の2」に、「第127条」を「第127条の2」に改める。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第120条の規定に基づき、議会の会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第1条の次に次の1条を加える。

（参集）

第1条の2 議員は、会議の招集の当日、開議の定刻前に議場に参集しなければならない。

第2条を次のように改める。

（会議の欠席）

第2条 議員は、次に掲げる場合は、会議を欠席することができる。

- (1) 議員が、負傷又は疾病のために療養する必要がある場合
- (2) 議員又は議員の配偶者が、出産する場合
- (3) 議員の配偶者、父母、子、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又は配偶者の父母が、死亡した場合
- (4) 議員の配偶者、父母、子若しくは配偶者の父母の負傷又は疾病により、議員が、その者を看護する必要がある場合
- (5) その他会議を欠席する相当の理由があると認められる場合

2 前項の規定により会議を欠席することができる期間は、議長が別に定める。

3 第1項の規定により会議を欠席しようとする議員は、その理由を付して、当日の開議時刻までに議長に欠席届（別記様式）を提出しなければならない。ただし、特にやむを得ない理由により開議時刻までに提出できなかった場合には、その理由を付して事後において欠席届を提出することができる。

第7条中「をすべて」を「の議事が全て」に改める。

第9条第2項ただし書中「会議に諮って決める」を「、会議に諮って会議時間の変更について決定する」に改め、同条第3項中「号鈴」を「ブザーその他議長の定める方法」に改める。

第10条第4項中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第13条中「議事堂」を「議場」に改める。

第19条ただし書中「会議に諮って決める」を「、会議に諮って表決の順序を決定する」に改める。

第29条中「職員をして」を「職員に」に改める。

第31条後段を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の宣告があった後は、議員は投票することができない。

第34条中「決める」を「当該疑義について決定する」に改める。

第37条ただし書中「会議に諮って決める」を「、会議に諮って一括議題の可否を決定する」に改める。

第38条中「職員をして」を「職員に」に改める。

第40条中「第77条（委員会報告書）の規定による」を「委員会の」に、「まっ

て」を「待つて」に改める。

第41条第2項中「第76条（少数意見の留保）第2項の規定による」を「委員会における少数意見の留保の」に改める。

第45条の見出し中「及び数字等」を「、数字等」に改める。

第50条第1項及び第51条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第54条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「注意し、なお従わない場合は、発言を禁止」を「、当該発言者に対し指導」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 議長は、前項の規定による指導に従わない発言者に対し、発言を禁止することができる。

第55条中「同一議員につき、同一の議題について」を「議員1人につき」に改める。

第56条第2項中「会議に諮って決める」を「、会議に諮って時間の制限について決定する」に改める。

第59条第3項中「会議に諮って決める」を「、会議に諮ってその終結について決定する」に改める。

第62条第1項中「かかわらず」の次に「、議員は」を加え、同項後段を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、前項の同意を得ようとするときは、討論を用いしないで会議に諮らなければならない。

第62条の次に次の1条を加える。

（質問の回数）

第62条の2 質問は、議員1人につき3回を超えることができない。ただし、一問一答方式で質問する場合は、この限りでない。

第63条中「第55条（質疑の回数）及び第59条（質疑又は討論の終結）」を「第59条第1項」に改める。

第64条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、発言の訂正は、発言中の字句に限るものとし、発言の趣旨を変更するものであってはならない。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第65条から第77条まで 削除

第87条中段及びただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、議長は、異議がないと認めるときは、可否の旨を宣告しなければならない。

第87条に次の1項を加える。

2 議長は、前項の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、起立の方法で表決を採らなければならない。

第88条第2項中段及びただし書を削り、同条第3項を次のように改める。

3 前項の表決の順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採るものとし、修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いしないで会議に諮って表決の順序を決定する。

第89条の次に次の1条を加える。

（請願書の撤回）

第89条の2 請願者は、請願書を撤回するときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となったものについては、議会の承認を得なければならない。

第93条及び第94条を次のように改める。

第93条及び第94条 削除

第98条第1項中「辞表」を「辞職願」に改め、同条第2項中「辞表」を「辞職願」に、「その旨」を「その旨を」に、「決める」を「決定する」に改める。

第99条第1項中「辞表」を「辞職願」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 議員の辞職願の提出があったときは、議長は、その旨を議会に報告し、討論を用いずに会議に諮ってその可否を決定する。

第99条に次の1項を加える。

3 議長が閉会中に議員の辞職を許可したときは、直ちにその旨を議員及び執行機関に報告しなければならない。

第11章中第101条の次に次の1条を加える。

(決定書の交付)

第101条の2 議長は、議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、決定を求めた議員及び決定を求められた議員に対し、決定書を交付しなければならない。

第15章中第127条の次に次の1条を加える。

(会議録の保存年限)

第127条の2 会議録の保存年限は、永年とする。

別表の次に次の様式を加える。

別記様式(第2条関係)

年 月 日

野洲市議会

議長

様

野洲市議会議員

Ⓜ

欠 席 届

下記の会議には、次の理由により出席できないので届けます。

記

- 1 会議の期日
- 2 会議の名称
- 3 理由

付 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。